

児童福祉文化財について

平成29年10月13日（金）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

1. 社会保障審議会推薦児童福祉文化財の概要

(1) 社会保障審議会による児童文化財推薦

社会保障審議会は、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行うほか、児童福祉法第8条第8項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又は、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。

社会保障審議会福祉文化分科会は、平成13年3月23日より児童福祉文化財の推薦を実施している。

○児童福祉法第8条第8項

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

(2) 児童福祉文化財の推薦業務

福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため3つの「委員会」を設置して審議しており、推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

- ① 出版物委員会：図書等
- ② 舞台芸術委員会：演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等
- ③ 映像・メディア等委員会：映画、放送テレビ、ビデオ、CD等

(3) 推薦基準

- ・ 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

(4) 推薦数

- 平成28年度 52点 (13点)
 - ・ 出版物：32点 (6点) 舞台芸術：8点 (3点) 映像・メディア等：12点 (4点)

(5) 広報・啓発

児童福祉文化財広報・啓発ポスター・サイトを制作し、広報・啓発に取り組んでいる。

2. 「児童福祉文化財」の目的とその歴史

(1) 児童福祉文化財の目的

- 乳幼児の頃より親子で優れた児童福祉文化財に触れることは、児童の健全育成を図るとともに、子育てをする母親の閉塞感を癒し、心にゆとりと豊かさを与え、子どもとの落ち着いた関係を築く上で、大変重要であると考えている。
- 「すべての児童は良い遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られる」という児童憲章の理念を実現するため、児童福祉法において、「社会保障審議会により児童の健やかな育成に役立つ優れた舞台芸術、映像・メディア、出版物などの児童福祉文化財の推薦を行うこと」が定められている。

○児童福祉法第8条第8項

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

- 現在、厚生労働省に設置している社会保障審議会では、幼児向けの絵本や小学生及び中高生向けの図書、保育士や児童館職員が保育や指導を行う上で参考となる出版物をはじめ、家族で楽しめる演劇や人形劇、ミュージカル、コンサート等の舞台芸術、映画、放送、DVD等の映像・メディア等の幅広い作品について、優れた児童福祉文化財の推薦を行っている。

(2) 児童福祉文化財の歴史

- 本制度は、戦後まもなく、子どもに悪影響を及ぼす出版物や映画が氾濫し、子どもの不良化の一因として社会問題になっていたため、昭和24年6月15日、児童福祉法の第3次改正によって、第8条に第7項（現第8項）が設けられ、中央及び都道府県児童福祉審議会に、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物等を推薦、又は勧告する権限が与えられたことから始まる。
- 児童福祉文化財の推薦は、中央児童福祉審議会文化財部会において、昭和26年度から始まり、出版物、映画、幻灯、紙芝居、演劇の5分野でスタートし、随時、時代に即した内容に見直しを行い、現在は、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の3分野になっている。
- 平成13年1月5日、中央省庁の再編に伴って、中央児童福祉審議会は廃止され、社会保障審議会が発足し、児童福祉文化財の推薦は、社会保障審議会に福祉文化分科会を平成13年3月23日に設置して継承することとなった。
- 昭和26年度から平成28年度までに推薦された児童福祉文化財の総数は14,931点となっている。

◆推薦総数(昭和26年～平成28年度)

出版物	映画	幻灯	紙芝居	舞台芸術	脚 児 本 童 劇	放 送	音 響	総 数
10,725 (71.8%)	1,752 (11.7%)	209 (1.4%)	442 (3.0%)	996 (6.7%)	24 (0.2%)	772 (5.2%)	11 (0.1%)	14,931 (100.0%)

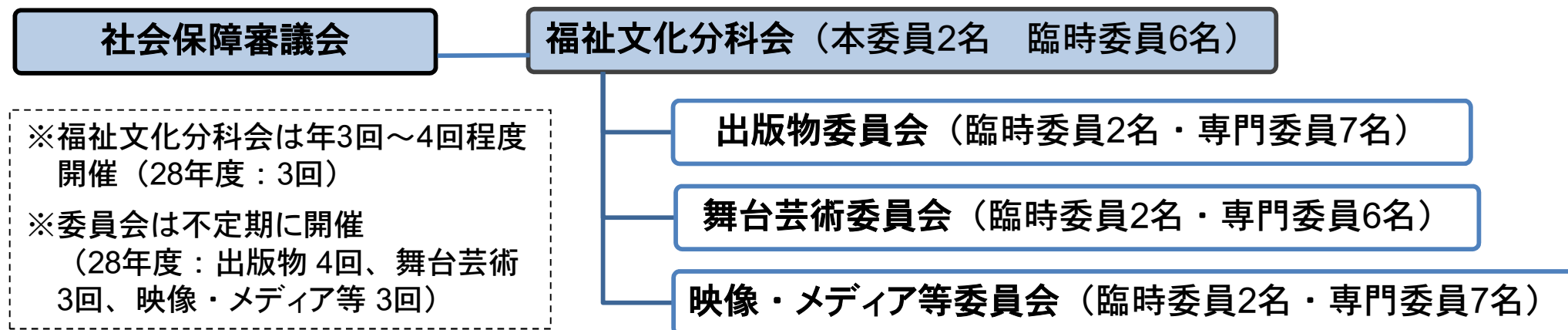
- 児童福祉文化財の推薦制度が創設された当時とは、社会情勢も変わってきているが、ゲームの普及などで子どもの遊びが孤立化する、テレビでも悪影響を与えるようなシーンなどが放映されたりする今日、優良な児童福祉文化財に触れることは、子どもの健全育成を図る上で重要となっている。

3. 社会保障審議会福祉文化分科会

(1) 社会保障審議会組織図

優れた作品・公演・上演の児童福祉文化財の審査を的確に行うため、「福祉文化分科会」を設置して審議を行っている。

福祉文化分科会は3つの委員会で構成されており、推薦の決定が委任されている。各委員会は、各分野における学識経験者の「臨時委員」と専門分野を重視した「専門委員」から構成されている。



(2) 議事の公開等

- 社会保障審議会運営規則第6条の議事録の規定及び平成13年3月23日に決定された「議事の公開及び配付資料の取り扱いについて」より、福祉文化分科会の議事録は非公開とされており、議事要旨のみ公表することとなっているため、これに基づき議事要旨を公表している。

【議事録非公開の理由】

- ・ 特定の者に利益又は不利益をもたらすおそれがあるため。
（推薦にならなかった場合の関係者の不利益にならないよう配慮するため）
- 社会保障審議会委員は、一般職国家公務員（非常勤）であり、「秘密を守る義務」が課せられている。

(3) 審査の流れ

- 審査は、制作者関係者等から申請に基づいて行うことが基本。

① 候補となる作品の選定

- ・ 候補となる作品は、原則として制作者及び販売者からの申請によるものとする。

② 委員会による審査

- ・ 申請された作品について、委員会において専門分野ごとに個別に審査し、推薦候補作品を分科会に報告する。

③ 分科会の決定

- ・ 分科会は、各委員会から報告された推薦候補作品について審議し、分科会としての推薦を決定する。特に優れた作品は、特別推薦とする。

④ 審議会の推薦

- ・ 分科会において推薦された文化財は、審議会の会長の同意により、審議会における推薦となる。

4. 「児童福祉文化財」の普及啓発及び活用方法

(1) 普及啓発

〈29年度の取組〉

- 児童福祉文化財広報・啓発ポスター等を制作し、各都道府県・指定都市・中核市の児童福祉部に配布するとともに市区町村、教育委員会、小・中学校、図書館、児童館等への周知を依頼。
- 児童福祉文化財広報・啓発ポスター等及び推薦児童福祉文化財一覧を厚生労働省HPに掲載し、各都道府県・指定都市・中核市に厚生労働省HP（「分野別の政策」の“子ども・子育て”→“子ども・子育て支援”→“施策情報”→“子育て支援”→“児童福祉文化財”）からダウンロードして活用していただくよう依頼。
- 国立国会図書館国際子ども図書館（東京・上野）と共催で、展示会「子どもを健やかに育てる本 ― 厚生労働省社会保障審議会推薦児童福祉文化財（出版物）の紹介」を同図書館ホールで開催予定（28年度は、平成29年1月24日から2月19日に実施）。

(2) 活用方法

- 推薦作品には、「厚生労働省社会保障審議会推薦 児童福祉文化財」と記載することが可能となっている。
- 活用に当たっては、子ども達が優良な児童福祉文化財に触れる機会が得られるように、絵本等の児童福祉文化財を選ぶ際の参考にしていただくよう、都道府県等や関係者に広く働きかけを行っている。

（例えば・・・）

- ・ ご家庭や、保育園、児童館、図書館で、新たに絵本やDVD等を購入する場合。
- ・ 子育てボランティア等が読み聞かせの絵本を選ぶ場合。
- ・ 児童館や公民館などのイベントで映画の上映や演劇の公演を行う場合。

児童福祉週間について

平成29年10月13日（金）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

1. 児童福祉週間とは

【実施の経緯】

「児童福祉週間」は、国民の間に児童福祉の理念や制度の周知を図り、国民の児童福祉に対する理解と認識を深めることをねらいとして、昭和22年5月に第1回が実施されて以来、毎年5月5日の「こどもの日」を中心に、全国的に実施されてきたものである。

(参考)児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

〔児童育成の責任〕

第2条第1項 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の過程に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

【29年度標語】

「できることたくさんあるよ きみのてに」(三谷 露唯(みたに ろい)さん 8歳 香川県)
◆応募期間:平成28年9月1日～10月20日(50日間) ◆応募総数:9,930作品

【期間】

毎年、5月5日の「こどもの日」から5月11日までの1週間
(※地域の実情による期間の延長(5月末日まで)可)

【主唱団体】

厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会、(公財)児童育成協会

【関係省庁等における取組】

<国>

- ①児童福祉週間標語の募集・選定・表彰(S38～)
- ②児童福祉文化賞の発表・表彰(S34～)
- ③こいのぼり掲揚式の実施(S33～)
- ④中央省庁のこいのぼり掲揚(13省庁で実施)
- ⑤国営昭和記念公園など15施設で無料入園等を実施

<民間団体>

- ①児童福祉施設関係者によるこいのぼり掲揚式
- ②児童福祉文化賞推薦作品の発表会
- ③こどもの国など18施設で無料入園等を実施

<地方公共団体>

- ①広報活動
- ②大会・イベント等
- ③独自の標語募集
- ④こいのぼり掲揚等



厚生労働省 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
公益財団法人 児童育成協会

2. 児童福祉週間の運動項目

(1) 児童福祉の理念と普及

少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待の増加、子どもが犯罪に巻き込まれるなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努める。

このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体による子育て家庭の支援について、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

(2) 家庭における親子のふれあい促進

子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

(3) 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などで子どもに遊びを提供し、子どもが異年齢集団の中での遊びや、自然の体験学習、社会参加活動を通じて子どもの心の成長や主体性をはぐくむように努める。また、これらの活動を支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

さらに、青少年の非行・いじめ・自殺の問題や、ひきこもりなどが深刻化していることから、地域での中・高校生等の居場所づくりを促進する。

(4) 児童虐待への適切な対応

国・地方自治体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、すべての子どもが虐待を受けることなく、健やかに成長できる社会を目指す。また、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図り、防止につなげていく。

(5) 母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、母子健康センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

(6) 多様化する保育需要等への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要等の増大・多様化や就業希望者の潜在的な保育ニーズに対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消や、保育所等における延長保育、一時預かり事業等の多様な保育の充実に努める。また、保育所を利用している子どもが就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、いわゆる「小一の壁」の解消に努める。さらに、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、相談・支援等の活動を通じて地域における子育て支援拠点として保育所や児童館等の役割について広報・普及に努める。

(7) 障害のある子ども等に対する理解の促進

障害のある子ども等に対する地域住民一人ひとりの理解を促進するとともに、障害のある子どもも障害のない子どもも日々の生活や遊びを通じて、共に育ち合うことが大切であり、障害のある子ども等があらゆる活動に参加できるように努める。

3. 関係省庁等における取組

(1) 厚生労働省における取組

①子どもたちによる「こいのぼり」の掲揚と、「児童福祉週間」標語募集での最優秀作品受賞者の表彰式

- 期 日:平成29年4月25日(火)
- 場 所:厚生労働省正面玄関広場(雨天時、厚生労働省低層棟2階講堂)
- 内 容:ア 保育所児童と来賓者による「こいのぼり」の掲揚
イ 平成29年度「児童福祉週間」標語の受賞者の表彰式



②月刊「厚生労働」における特集記事の掲載

- 標 題:「平成29年度児童福祉週間の行事について」
- 内 容:週間中の主な行事や取組を紹介



(2) 中央省庁における取組

①「こいのぼり」の掲揚

4月25日(火)～5月11日(木)までの期間において、内閣官房、人事院、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、最高裁判所、国立国会図書館国際子ども図書館の各庁舎において「こいのぼり(日本鯉のぼり協会より寄贈)」を掲揚。

(※) 厚生労働省における取組

②国営公園等の無料入園の実施【5月5日(木)】

- ・国営滝野すずらん丘陵公園(北海道札幌市)
- ・国営みちのく杜の湖畔公園(宮城県柴田郡川崎町)
- ・国営常陸海浜公園(茨城県ひたちなか市)
- ・国営武蔵丘陵森林公園(埼玉県比企郡滑川町、熊谷市)
- ・国営昭和記念公園(東京都立川市、昭島市)
- ・国営アルプスあづみの公園(長野県安曇野市、大町市、松川村)
- ・国営越後丘陵公園(新潟県長岡市)
- ・国営明石海峡公園(兵庫県神戸市、淡路市)
- ・国営備北丘陵公園(広島県庄原市)
- ・国営讃岐まんのう公園(香川県仲多度郡まんのう町)
- ・国営海の中道海浜公園(福岡県福岡市)
- ・国営吉野ヶ里歴史公園(佐賀県神崎市、神埼郡吉野ヶ里町)
- ・国営沖縄記念公園(沖縄県国頭郡本部町、那覇市)
- ・新宿御苑(東京都新宿区)
- ・森林総合研究所多摩森林科学園(東京都八王子市)

(※)対象は、「森林総合研究所多摩森林科学園(東京都八王子市)」が高校生以下、それ以外は中学生以下となっている。

4. 地方公共団体における取組

(1) 地方公共団体の児童福祉週間における主な取組行事

【北海道】

○網走市：総合体育館、市民プールの無料開放(5月5日)

【青森県】

○八戸市：人形劇上演(5月2日)

【岩手県】

○遠野市：子育て支援の拠点である元気わらすっこセンターに鯉のぼりを多数掲揚(4月14日～5月12日)

【福島県】

南会津町：父母と死別した小中学校等在学児童に対し遺児激励金を支給(5月5日)

【埼玉県】

○鴻巣市：親子で歌・手遊び・集団遊び・工作を楽しむ、親子交流会(5月10日)

○吉川市：プラネタリウム観覧無料、おもちゃの病院開院(5月5日)

【東京都】

○八王子市：市内3か所の銭湯で小学生以下、保護者1名入浴無料(5月5日)

【神奈川県】

○厚木市：ブックスタート、おはなし会、こども映画会等の開催(5月5日)

【福井県】

○福井県恐竜博物館入口において、「恐竜こいのぼり」の掲揚と「恐竜五月人形」の展示(4月上旬～5月上旬)

【長野県】

○小海町：子育てフェスタ開催(洋服や子ども用品のリサイクル、親子の交流等)(6月下旬)

【愛知県】

○名古屋市：名古屋市役所本庁舎正面玄関に啓発標語、児童福祉週間の期間を表示した吊り看板を掲出(4月28日～5月11日)

○岡崎市：岡崎むかし館にて親子で楽しむ「むかしばなし・紙芝居」を実施(4月27日)

【兵庫県】

○姫路市：ダンボールを工作し、子ども又は親子で楽しむ家づくり(5月5日)

【岡山県】

○高梁市：市内児童から習字・標語を募集し、優秀作品を表彰・展示(4月～5月)

○美咲町：乳幼児及びその保護者と中学生との交流(情操教育)の実施(5月)

【宮崎県】

○宮崎市：各児童館等でイベントを開催(5月5日前後)

【沖縄県】

○浦添市：児童福祉施設事業の案内及び活動写真展示(4月14日～5月12日)

(2) 地方公共団体における取組行事等を厚生労働省ホームページで紹介

○トップページ「分野別の政策」の「子ども・子育て」→「子育て支援」→「平成29年度児童福祉週間について」→「地方公共団体における取組」

5. 関係団体による取組

(1) 平成29年度「児童福祉文化賞」

①表彰式

- 期 日:平成29年5月8日(月)
- 場 所:厚生労働省内会議室
- 主 催:(一財)児童健全育成推進財団、(公財)児童育成協会
- 内 容:平成28年度において、社会保障審議会から推薦された児童福祉文化財のうち、特に優れた作品に対して児童福祉文化賞等を授与

②発表会

- 期 日:平成29年4月29日(金・祝)
- 場 所:明治安田生命ホール(東京都新宿区)
- 主 催:(一財)児童健全育成推進財団、(公財)児童育成協会
- 内 容:児童福祉文化賞推薦作品の公演



(2) 児童福祉施設関係者による「こいのぼり」の掲揚式

- 期 日:平成29年4月25日(火)
- 場 所:新霞が関ビル正面玄関前
- 主 催:(社福)全国社会福祉協議会
- 内 容:「児童福祉週間」標語の発表、「こいのぼり」の掲揚



(3) こどもの国の取組

①「こどもの国春まつり」の開催

- 期 間:平成29年5月3日(水・祝)～5月5日(金・祝)
- 場 所:こどもの国(横浜市青葉区奈良町700)
- 内 容:(ア)ヒーローショー(5月4日)〈中央広場〉、(イ)カブトをつくろう(5月3日～5日)〈中央広場〉、(ウ)自然スタンプビンゴ(5月3日～5日)〈正面入口〉、(エ)大道芸に挑戦しよう(5月3日～5日)〈中央広場〉、(オ)けん玉教室(5月3日～5日)〈中央広場〉、(カ)かざぐるまづくり(5月3日～5日)〈中央広場〉、(キ)パフォーマンスショー(5月3日・5日)〈中央広場〉

②こどもの国における無料入園の実施(中学生以下)

(4) 無料入園等を実施する施設

施設(団体)名	期間	取組	対象
由利高原鉄道 (秋田県由利本荘市)	5月3日(水)～ 5月7日(日)	運賃無料	小児
つくばエキスポセンター (茨城県つくば市)	5日5日(金・祝)	入館料割引	高校生以下
東武ワールドスクウェア (栃木県日光市)	5月5日(金・祝)～ 5月7日(日)	入園料無料	小学生以下
切手の博物館 (東京都豊島区)	5月5日(金・祝)～ 5月11日(木)	入館料無料	中学生以下
東武博物館 (東京都墨田区)	5月5日(金・祝)～ 5月11日(木) ※8日(月)休館	入館料無料	中学生以下
東武鉄道株式会社・とうきょうスカイツリー駅 (東京都墨田区)	5月5日(金・祝) 10時～13時	イベント無料 (子ども向け制服体験)	小学生以下
東武トレジャーガーデン館林 (群馬県館林市)	5月5日(金・祝)	入園料無料	小学生以下
MOA美術館・箱根美術館 (静岡県熱海市)	5月5日(金・祝)～ 5月12日(金)	入館料無料	中学生以下
高尾山さる園・野草園 (東京都八王子市)	5月5日(金・祝)	入園料半額	3歳以上
電車とバスの博物館 (神奈川県川崎市宮前区)	5月5日(金・祝)	子ども入館券購入者(中学生以下)にプレゼント配布	中学生以下
箱根 芦ノ湖遊覧船 (神奈川県足柄下郡箱根町)	5月5日(金・祝)	乗船料無料	小学生以下 (大人同伴)
箱根 十国峠ケーブルカー (静岡県田方郡函南町)	5月5日(金・祝)	乗車料無料	小学生以下 (大人同伴)
日本平ロープウェイ (静岡県静岡市)	5月5日(金・祝)	運賃料無料	小学生以下
小室山観光リフト (静岡県伊東市)	5月5日(金・祝)	乗車料無料	小学生以下
錦川鉄道(錦町駅～岩国町駅) (山口県岩国市)	5月3日(水・祝)	子ども鉄道員	イベント参加 小学生
琴平海洋博物館(海の科学館) (香川県多度津郡琴平町)	5月5日(金・祝)	入館料半額	高校生以下
会津鉄道株式会社 (福島県会津若松市)	5月5日(金・祝)	運賃無料 (ただし、トロッコ列車を除く)	小学生以下



『つくばエキスポセンター』(茨城県つくば市)



『東武ワールドスクウェア』(栃木県日光市)



『箱根 芦ノ湖遊覧船』(神奈川県足柄下郡箱根町)